

福祉サービス第三者評価第三者評価シート

－ 保育所版 －

事業所名				事業所番号	
住所					
対応者 <small>(欄は適宜増やしてください)</small>	役職		氏名		
自己評価実施日					
第三者評価実施日					
調査者(実習生)					

【記入方法】

〈事業所〉 「取組の状況」は、判断基準が「できている」・「できていない」と判断した内容等を具体的に記入してください。

〈評価員〉 各評価細目の判断基準について、「できている」項目にチェックを入れ、以下の評点基準で「a」「b」「c」を記入します。

- a … 判断基準(取組)を全て実施している。
- b … 判断基準(取組)の一部を実施している。
- c … 判断基準(取組)のいずれも実施していない。

目次

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている	1
----------------------------	---

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している	
----------------------------	--

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	3
--------------------------------	---

(2) 事業計画が適切に策定されている	5
---------------------	---

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている	
-----------------------------------	--

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている	7
--------------------------	---

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている	
------------------------------	--

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている	9
---------------------------------------	---

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている	11
-----------------------	----

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている	13
---------------------------	----

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている	15
--	----

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている	
----------------------------------	--

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている	17
----------------------------	----

(2) 関係機関との連携が確保されている	19
----------------------	----

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている	
-------------------------	--

目 次

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	23
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている	25
(3) 利用者満足の上昇に努めている	27
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている	29

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している	33
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている	35
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている	37

A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成	39
(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	
(3) 健康管理	49
(4) 食事	51

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携	53
(2) 保護者等の支援	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	55
------------------------------	----

兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票／評価結果集計票 (保育所版)

事業所名:	施設種別:
-------	-------

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
<p>【1】I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>① 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p>② 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>③ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p> <p>④ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</p> <p>⑤ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</p> <p>⑥ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</p> <p>⑦ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</p>	<p>理念と基本方針が文書化され、公開している。</p> <p>理念から保育所の使命や目指す方向、考え方が理解できる。</p> <p>基本方針は、理念に沿って、子ども・保護者に対する姿勢や組織が持つ機能等を具体的に示している。</p> <p>理念や基本方針を周知するための会議、研修が年1回以上開催されている。</p> <p>理念や基本方針を子ども・保護者や家族が理解するための具体的な取組がある。</p> <p>継続的に理念や基本方針の周知状況を確認している。</p> <p>理念や基本方針について保護者会で年1回以上説明している。</p>	<p>○法人(保育所)の使命や役割を反映した理念、これにもとづく保育に関する基本方針が明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。</p> <p>○保育所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。保育所の理念において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。</p> <p>○理念は、保育所における事業経営や保育の基本的考えとなり、内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて子どもと保護者に対する姿勢や地域との関わり方、保育所が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準(行動規範)としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>○理念や基本方針は明文化されていることが求められ、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。</p> <p>○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、保護者等、さらには地域住民や保健所、医療機関、幼稚園・小・中学校、保育士養成施設、子育て支援団体等の関係機関にも広く周知することが必要となり、保育に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。</p>	<p>○複数の施設・事業を運営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、施設・事業所ごとに理念を掲げていても構いません。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、具体的な取組を評価します。</p> <p>○保育所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、より基本的な考え方や姿勢を明示したものと「基本方針」を位置づけています。</p> <p>○職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことにより、あわせて把握することになります。</p> <p>○保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。作成された印刷物等の内容がわかりやすいか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。保護者等に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。</p> <p>《注》 * 法人の経営者に対しても施設長と同様の姿勢が求められます。 * 本評価基準における「職員」とは、保育所に雇用されるすべての職員を指しています。</p>
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
<p>【2】I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>① 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>② 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>③ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>④ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>社会福祉事業全体の動向を把握し、まとめている。</p> <p>地域の各種福祉計画の内容を把握し、まとめている。</p> <p>地域での特徴や変化等を把握し、課題等をまとめている。</p> <p>福祉サービスのコストや利用状況をまとめている。</p>	<p>○事業経営をとりまく環境と法人(保育所)の経営環境が適切に把握・分析されているかを評価します。</p> <p>○事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な保育の提供に努めることが求められます。</p> <p>○社会福祉事業全体の動向、保育所が位置する地域での需要の動向、子どもの数、子ども・保護者像の変化、保育のニーズ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。</p> <p>○経営状況について定期的に分析しておくことも、安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。保育内容や組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。</p>	<p>○外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、具体的な取組を評価します。</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、【4】で評価します。</p>

兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票／評価結果集計票 (保育所版)

事業所名:	施設種別:
-------	-------

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
I 福祉サービスの基本方針と組織							
I-1 理念・基本方針							
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。							
【1】I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 ① 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ② 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ③ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ④ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ⑤ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ⑥ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ⑦ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
I-2 経営状況の把握							
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。							
【2】I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 ① 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ② 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ③ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ④ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>[3] I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <p>① 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>② 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。</p> <p>③ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>④ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>施設の経営に関する具体的な課題や問題点を文書化している。</p> <p>経営状況や課題を役員会で検討している。</p> <p>経営状況や課題を職員全員に話している。</p> <p>施設の経営に関する具体的な課題や問題点を改善するための取組が確認できる。</p>	<p>○事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。</p> <p>○[2]にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>○経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。</p> <p>○経営状況や経営課題については、役員(理事・監事等)間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。</p>	<p>○課題を解決していくためには、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、具体的な取組を評価します。</p> <p>○担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、[4]で評価します。</p>
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
<p>[4] I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>① 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。</p> <p>② 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>③ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>④ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>中・長期計画に重点目標などビジョンが記載されている。</p> <p>中・長期計画に経営に関する具体的な課題や問題点を改善するための取組みが記載されている。</p> <p>中・長期計画の到達点が数値や取り組みによって具体的に示されている。</p> <p>中・長期計画は、年1回以上見直されている。</p>	<p>○理念・基本方針にもとづき、経営状況・環境の把握・分析等を踏まえた中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の策定状況の評価します。「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。</p> <p>○中・長期計画の策定において反映する経営環境等の把握・分析は、理念や基本方針を具体化する保育を実施する観点から活用されていることが必要です。経営環境等を理由として、理念や基本方針の具現化が図られないことがないようにします。</p> <p>○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。保育の充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた福祉サービスの実施等も含めた目標を明確にし、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。</p> <p>○中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にし、目標に対して現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。その課題や問題点を解決し、目標を達成するための具体的な中・長期計画を策定し、計画の実行と評価・見直しを行う事を期待しています。</p> <p>○収支計画の策定にあたっては、子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するとともに、資金使途を明確にすることも必要です。適切な財務分析及び、資金(内部留保等)使途の明確化がなされていることも重要です。</p>	<p>○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。(保育所)</p> <p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p>[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>① 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>② 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>③ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>④ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>単年度の事業計画に中・長期計画の具体的な内容が記載されている。</p> <p>単年度の事業計画は、具体的な取り組みがわかる内容になっている。</p> <p>単年度の事業計画は、行事だけでなく幅広い内容になっている。</p> <p>単年度の事業計画は、実施状況の評価が可能内容になっている。</p>	<p>○中・長期の事業計画と収支計画の内容が、単年度の事業計画と収支計画に反映されていること、単年度の事業内容が具体的に示され、実行可能な計画であることを評価します。</p> <p>○単年度計画は当該年度における事業、保育等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。</p> <p>○単年度計画は年度終了時に実施状況についての評価を行うため、実施状況の評価が必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。</p> <p>○単年度の計画においても、事業計画を実現可能とする収支計画が適切に策定されていることが要件となります。</p>	<p>○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【3】I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <p>① 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>② 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。</p> <p>③ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>④ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
I-3 事業計画の策定							
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。							
<p>【4】I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>① 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。</p> <p>② 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>③ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>④ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<p>【5】I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>① 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>② 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>③ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>④ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
<p>[6] I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>① 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>② 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>③ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>④ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>⑤ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>事業計画の策定において、子どもや保護者の意見が取り入れられている。</p> <p>事業計画の実施状況を年2回以上、把握している。</p> <p>事業計画について、年2回以上評価している。</p> <p>事業計画について、年1回以上の見直しが行われている。</p> <p>会議や研修会において、事業家が説明され、意見交換が行われている。</p>	<p>○事業計画(中・長期計画と単年度計画)の策定に、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、評価と見直しが組織的に行われているか、また、職員が理解しているかを評価します。</p> <p>○計画は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、職員が十分に理解していることが必要です。</p> <p>○計画の策定について、内容によっては保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。また、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。</p> <p>○計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認し、社会の動向、組織の状況、子ども・保護者や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。</p>	<p>○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かせません。職員に対する周知では、文書にして配布することは基本的な取組とし、より理解を促進するための取組が行われているかを評価します。</p> <p>○職員への周知に向けた取組を聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによって周知の状況を把握することになります。</p> <p>○計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、評価結果が、次年度(次期)の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。</p> <p>○事業計画の策定や評価において、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違っても考えられます。</p> <p>○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。</p>
<p>[7] I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p> <p>① 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。</p> <p>② 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>③ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>④ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>事業計画の内容を保護者全員に配布または掲示している。</p> <p>保護者会で、事業計画の内容を説明している。</p> <p>事業計画の内容を子ども・保護者や家族が理解するための具体的な取組がある。</p> <p>事業計画には、保護者等が参画できる内容が明記しており、説明している。</p>	<p>○事業計画が、保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。</p> <p>○事業計画は、子どもの保育に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p> <p>○事業計画の主な内容とは、保育、施設・設備を含む環境の整備等の子どもと保護者の生活に密接にかかわる事項をいいます。</p> <p>○保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。</p> <p>○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、保護者の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。</p>	<p>○訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、調整が可能であれば、保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。</p> <p>○保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。意図が共に理解されることが重要です。</p> <p>○配慮が必要な保護者等に対しては、丁寧に分かりやすく説明することが求められます。</p>
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
<p>[8] I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>① 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>② 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。</p> <p>③ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。</p> <p>④ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>保育の質の向上に関する取組が具体的に実施されている。</p> <p>保育の質を評価する体制(担当や委員会)がある。</p> <p>評価基準にもとづいて、毎年自己評価を行うとともに、定期的(5年に1度以上)に第三者評価等を受審している。</p> <p>自己評価や第三者評価の結果について、検討され、内容が分析されている。</p>	<p>○保育の質の向上は、保育所全体の自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。質の向上に努める組織づくりを進めていることが重要です。「自己評価」は、保育所全体で行う自己評価を指します。</p> <p>○質の向上は、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。計画策定→実行にとどまり、評価が十分にされていないことが課題とされています。</p> <p>○評価などの計画的な実施、結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく取組が実施される体制を整備することが求められます。また、保育の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当制等を定め、体制を整備する必要があります。</p> <p>○質の向上において、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に質の向上に取組む基礎となる体制を評価します。</p>	<p>○日常的な保育の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、保育所として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。</p> <p>○自己評価や第三者評価等、また、日常的な保育の質の向上に向けた取組が一部の役員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。							
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。							
① 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。							
① 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組							
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。							
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。							
① 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【9】I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p> <p>① 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>② 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>③ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>④ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>⑤ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>評価結果に基づく課題が文書化されている。</p> <p>評価結果に基づく課題を職員全員に周知している。</p> <p>評価結果に基づく改善策または改善計画が文書化されている。</p> <p>評価結果に基づく改善が行われている。</p> <p>評価結果に基づく改善策または改善計画が見直されている。</p>	<p>〇実施した自己評価、第三者評価等の結果をどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、それらを実行しているかどうかを評価します。</p> <p>〇評価等の結果については、改善の課題を明確にし、解決・改善に計画的に取組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。</p> <p>〇改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、取組を計画的に行うことが必要です。計画については、実施状況の評価を実施し、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。</p> <p>〇課題には、設備の改善等、単年度では解決できないものも想定されます。必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取組んでいくことが求められます。</p>	<p>〇改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。</p> <p>〇課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。</p> <p>〇中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。</p>
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
<p>【10】II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>① 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>② 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>③ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>④ 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<p>施設長として事業に取り組む考え(方針)や取り組みを文書化している。</p> <p>広報誌等のあいさつ等に、施設長者として事業に取り組む考え(役割と責任)について明確に記している。</p> <p>施設長の役割と責任を含む職務分掌があり、会議等で周知されている。</p> <p>不在時の権限委任等を含め有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、明記されている。</p>	<p>〇施設長が保育所の経営・管理をリードする立場として、自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。</p> <p>〇施設長は、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い保育の実現に役割と責任を果たすことが求められます。</p> <p>〇施設長が自らの役割と責任を明らかにすることは、職員の信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い保育の実施や、効果的な経営管理は、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。</p> <p>〇職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。平常時のみならず、有事(災害、事故等)における役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。</p> <p>〇法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。</p>	<p>〇施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において表明するなど、組織内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。</p>
<p>【11】II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p>① 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。</p> <p>② 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>③ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>④ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>遵守すべき法令の理解や、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との連携が行われている。</p> <p>施設長は、実質的な法令等の研修に参加している。</p> <p>保育所として、幅広い分野について遵守すべき法令等を明記し、把握している。</p> <p>職員全員に遵守すべき法令について、年1回以上の研修や説明が行われている。</p>	<p>〇保育所(法人)は、福祉サービスを提供する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス(法令遵守)の徹底が求められます。ここで法令等とは、社会福祉関係法令、保育所の理念・基本方針や諸規程、社会的ルールや倫理を含むものです。</p> <p>〇施設長は、自らが法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者との適正な関係を保持することが必要です。</p> <p>〇また、保育所における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、具体的な取組を行うことが求められます。</p> <p>〇保育所(法人)において、コンプライアンス規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。</p>	<p>〇施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、保育所の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることの双方を総合的に評価します。</p> <p>〇保育所として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。</p> <p>〇遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【9】I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p> <p>① 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>② 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>③ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>④ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>⑤ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
II 組織の運営管理							
II-1 管理者の責任とリーダーシップ							
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。							
<p>【10】II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>① 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>② 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>③ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>④ 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
<p>【11】II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p>① 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。</p> <p>② 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>③ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>④ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
<p>【12】II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>① 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>② 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>③ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>④ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>⑤ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>年1回以上、施設長自ら保育の質について自己評価を行っている。</p> <p>自ら保育の質の向上に対し具体的な話や提案が出来る。</p> <p>保育の質の改善に関する検討が行われる組織体制(サービス向上委員会等)が設置され、施設長自ら参画している。</p> <p>保育の質に関して、業務改善提案書、アンケートの実施等、職員の意見を聴取するための場を設けている。</p> <p>保育の向上を図るための研修が、年複数回定期的に行われている。</p>	<p>○施設長が保育の質の向上に関する保育所の課題を正しく理解したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。</p> <p>○保育所における保育の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。</p> <p>○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。</p> <p>○施設長は、保育所における保育の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして取組を進める必要があります。</p>	<p>○施設長が保育の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。</p> <p>○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。</p>
<p>【13】II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>① 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>② 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>③ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>④ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>経営の改善や業務の実行性について、年1回以上、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。</p> <p>施設長が、就労環境の向上に対し具体的な話や提案が出来る。</p> <p>経営や業務の効率化や改善について、会議や研修を通じ周知している。</p> <p>経営や業務の効率化や改善に関する検討が行われる組織体制(業務改善委員会等)が設置され、施設長自ら参画している。</p>	<p>○施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。</p> <p>○経営資源を有効に活用して、理念・基本方針を具現化した質の高い保育の実現を図る必要があります。</p> <p>○理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>○経営状況やコストバランスの分析に基づいて、継続的な取組が安定的かつ良質な保育の実施には不可欠となります。</p> <p>○保育所の将来性や継続性や経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて運営していくことが求められます。</p> <p>○コンピュータやネットワーク等の情報通信技術(ICT)を活用するなど、経営の改善や業務の実効性を高める取組を進めることも必要です。</p>	<p>○施設長の自らの取組とともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる取組の双方を、具体的な取組によって総合的に評価します。</p> <p>○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。</p>
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
<p>【14】II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>① 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>② 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>③ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>④ 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。</p>	<p>組織として、人材や体制について基本的な考え方や方針を示している。</p> <p>専門職(有資格の職員)の配置等、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画がある。</p> <p>計画(プラン)に基づいて、計画的に採用や人材育成(研修や資格取得)が行われている。</p> <p>人材確保について、組織として具体的な取り組みがある。</p>	<p>○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い保育を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。</p> <p>○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、保育所の理念・基本方針や事業計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。</p> <p>○社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士、管理栄養士、調理師等の有資格者や幼稚園・小学校等の教員免許の所有者など、専門職の配置、確保及び活用等について具体的な計画となっていることが重要です。また、保育士資格のない職員がいる場合は、保育士資格の取得促進も重要な取組です。</p>	<p>○具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。</p> <p>○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該保育所に関する具体的な考え方や取組を評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。							
<p>【12】II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>① 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>② 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>③ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>④ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>⑤ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	□ □						
<p>【13】II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>① 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>② 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>③ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>④ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	□ □						
II-2 福祉人材の確保・育成							
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。							
<p>【14】II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>① 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>② 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>③ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>④ 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。</p>	□ □						

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【15】Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p>① 法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>② 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>③ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>④ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>⑤ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>⑥ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>職員の基本姿勢や求める意識が、基本方針または中・長期計画等に明記してある。</p> <p>採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準(キャリアパス等)が定められ、全職員に周知している。</p> <p>人事考課等一定の基準に基づいた評価を行っている。</p> <p>自らの事業所の職員処遇の水準を評価している。</p> <p>職員の意向・意見や評価・分析等にもとづいた人事管理に関する改善策がある。</p> <p>総合的な人事管理の仕組みが確立している。</p>	<p>○保育所(法人)における人事管理は、理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしたうえで、職員の育成、活用(採用・配置)、処遇(報酬等)、評価等が総合的に実施されることが望ましいと考えられています。</p> <p>○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用 ・職員の育成…目標管理制度、教育・研修制度(OJT等を含む) ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等 ・処遇(報酬等)…昇進・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備 ・評価…人事考課制度等 <p>○職員処遇の水準(賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等)については、地域性、保育所の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。</p> <p>○職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり=キャリアパス(昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会(研修等)等)の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。</p>	<p>○総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程(基準)等については、書面で確認します。</p> <p>○小規模な保育所については、保育所の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況の評価します。また、大規模法人(複数福祉施設・事業所を経営する法人)における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一律に当てはめて、小規模な保育所を評価するものではありません。</p> <p>○職員の育成における、目標管理制度については【17】、教育・研修制度については【18】で評価します。</p>
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
<p>【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p> <p>① 職員の就業状況や意向の把握等にもとづき労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>② 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>③ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>④ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>⑤ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>⑦ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>⑧ 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>職員の意見、意向を聴取し、就業状況を把握している部署など労務管理に関する責任体制が明確である。</p> <p>有給休暇や時間外労働の状況について年1回以上のチェックと分析が行われている。</p> <p>職員の健康管理と安全確保など労働衛生について、周知する機会がある。</p> <p>施設長が職員と個別に面談。専門家によるカウンセリングなど、定期的(年1回以上)に職員が相談できる工夫がある。</p> <p>職員の余暇活動や日常生活に対する支援など総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組がある。</p> <p>検討された改善策などが、人事計画(プラン)に反映されている。</p> <p>組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組がある。</p>	<p>○保育所として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることに取り組むことが求められます。</p> <p>○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス(仕事と生活の両立)に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策(メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応)、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止策と対応策、希望があればカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。</p> <p>○福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)に配慮した職場環境の配慮については、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。</p> <p>○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を進めていくといった仕組みが必要となります。</p>	<p>○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートが必要であると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価します。</p> <p>○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば管理者に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は保育所内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、保育所内部に設置していれば評価の対象とします。</p> <p>○職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
【15】Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。							
① 法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。							
【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。							
① 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑦ 改善策については、福祉人材や人管理体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑧ 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
<p>【17】II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>① 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>② 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>③ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>④ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>⑤ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>人事育成に向けた職員一人一人の目標管理を行う仕組みがある。</p> <p>目標設定では、個別面接を行うなど職員とのコミュニケーションが図られている。</p> <p>職員一人ひとりの目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた文書がある。</p> <p>目標管理について進捗状況が確認されている。</p> <p>職員一人ひとりが設定した目標について、達成度の確認を行っている。</p>	<p>○目標管理制度は、全体目標や部門(チーム)、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。職員の教育・研修機能を有し、モチベーションを高めるための取組でもあります。</p> <p>○「期待する職員像」や全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門、職員一人ひとりの目標を設定することになります。</p> <p>○目標については、項目、水準、期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。</p> <p>○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標は、保育所や部門の目標と整合性を保つとともに、期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。</p> <p>○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行います。施設長等は日常的に適切な助言や支援を行います。</p> <p>○中間段階や期末には、面接を行い評価と振り返りを行います。</p>	<p>○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。</p> <p>○目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程(基準)等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。</p>
<p>【18】II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>① 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>② 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>③ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>④ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>⑤ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>職員の基本姿勢や求める意識が基本方針または中・長期計画等に明記している。</p> <p>職員に求める専門技術や専門資格が基本方針または中・長期計画等に明記している。</p> <p>教育・研修計画に基づいて、実際に教育・研修が実施されている。</p> <p>年1回以上、個々の教育・研修成果を振り返り、評価を行うと共に分析している。</p> <p>評価、分析された結果に基づいて、カリキュラムや研修内容が見直されている。</p>	<p>○求められる職員のあり方を、知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にし、職員の教育・研修に関する保育所の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづき教育・研修が適切に実施されていることを評価します。</p> <p>○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。</p> <p>○保育の質の向上のために保育所が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。</p> <p>○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。</p> <p>○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。</p> <p>○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。</p>	<p>○必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。</p> <p>○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、保育の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。</p> <p>○保育所が実施する保育全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、すべての職員についての教育・研修を対象とします。</p> <p>○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして保育所の取組を評価します。</p> <p>○専門資格には、保育士や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。【19】も同様です。</p>
<p>【19】II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p> <p>① 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>② 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>③ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>④ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>⑤ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>国家資格や業務に必要な資格のみで無く、職員個々に対し、必要な技術水準、知識、専門資格等について把握している。</p> <p>新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが行われている。</p> <p>職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>外部研修に関する情報提供を行う仕組みがある。</p> <p>職員個々に研修の参加状況を把握し、計画的に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。</p> <p>○職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているかということが重要です。また、教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。</p> <p>○教育・研修の内容については、経験や習熟度に配慮した個別的なOJTや、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職務や必要とする知識・技術水準に応じた実施などが必要です。</p> <p>○ニーズの複雑化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の種類等を整理し、職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。</p> <p>○必要に応じて、国家資格(社会福祉士等)の取得、保育士資格の取得、管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。</p> <p>○保育所において研修を実施することや、外部研修に関する情報提供を行うとともに、参加を勧奨・配慮することが必要です。</p>	<p>○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書(職員別研修履歴等)で確認を行います。</p> <p>○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。</p> <p>○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、保育所(法人)において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。							
<p>【17】II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>① 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>② 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>③ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>④ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>⑤ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
<p>【18】II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>① 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>② 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>③ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>④ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>⑤ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
<p>【19】II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p> <p>① 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>② 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>③ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>④ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>⑤ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
<p>【20】II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <p>① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>② 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>③ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>④ 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>⑤ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>実習の受入れに対して基本姿勢が明文化され、周知されている。</p> <p>実習の受入れについて、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されているマニュアル(手引き)がある。</p> <p>各資格ごとの実習プログラムを作成し、それぞれの特性に応じた指導方法をとっている。</p> <p>実習指導者への研修が行われている。</p> <p>実習の事前、実習中、終了後において学校と協議し連携を図っている。</p>	<p>○実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているか評価します。</p> <p>○福祉の人材を育成すること、また、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、保育所の社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、保育所としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入が行われている必要があります。</p> <p>○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、保育士資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修、子育て支援員(見学実習)等の幅広い人材をいいます。</p>	<p>○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子ども・保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。</p> <p>○受入れについて、保育所として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子ども・保護者への配慮等について聴取します。</p> <p>○効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。実習(教育・研修)内容全般を計画的に学べるようなプログラムの策定、実施状況に関する連絡等についての学校等(教育・研修の実施主体・派遣機関等)との連携を強めるための取組、実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。</p>
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
<p>【21】II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>① ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>② 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>③ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>④ 法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>⑤ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>ホームページに法人、施設の情報が詳細に公開されている。</p> <p>地域の福祉向上の取組、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容を公表している。</p> <p>改善・対応の状況を公表している。</p> <p>法人(保育所)の存在意義や役割を社会・地域に説明している。</p> <p>施設の印刷物や広報誌を地域に配布している。</p>	<p>○保育所の事業や財務等に関する情報について適切に公開されていることを評価します。</p> <p>○保育を必要とする保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。</p> <p>○保育所の事業や財務等に関する情報を公開することは、福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。</p> <p>○福祉サービスを実施する保育所に対する、保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公表などの保育の質の向上に関わる取組をはじめ、各法人の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。</p> <p>○子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。</p>	<p>○保育所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II 4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。							
【20】II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。							
① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 指導者に対する研修を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
II-3 運営の透明性の確保							
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。							
【21】II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。							
① ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>① 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>② 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>③ 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>④ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>⑤ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>⑥ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>事務、経理、取引等に関する規定を職員全員に周知している。</p> <p>事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任を職員に周知している。</p> <p>事務、経理、取引等について、公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイスを受けている。</p> <p>事務、経理、取引等について、年1回以上、内部の監査を受けている。</p> <p>公認会計士等による外部監査(チェック)を実施している。</p> <p>前項の指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>○福祉サービスに関わる施設・事業所においては、基盤となる経営・運営が、適正なものである必要があります。</p> <p>○保育の提供及び業務執行に関わる「内部統制」=事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。</p> <p>○どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか実情に応じて検討する必要があり、発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。</p> <p>○外部の専門家に相談し助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど事業経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。専門家による指摘事項、アドバイス等は、改善課題の発見と解決のための客観的な情報と位置づけることができ、その結果を経営改善に活用することが必要です。</p> <p>○外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は公認会計士等によることが求められます。</p> <p>1. 外部監査の趣旨 外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。</p> <p>2. 外部監査の範囲 ①財務諸表の監査②会計管理体制の整備状況の点検等③財務状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査</p> <p>3. 外部監査の実施者 法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。なお、当該法人の役員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。</p>	<p>○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。</p> <p>○保育所の規模を勘案したうえで、外部監査等を活用し事業、財務等に関するチェックや外部監査結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</p> <p>○小規模な保育所については、外部監査等の活用や結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。保育所における事務、経理、取引等については、必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うことや、実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。</p> <p>○書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。</p>
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
<p>【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>① 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>② 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>③ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>④ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>⑤ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>地域(施設の所在する中学校区を想定)との関わりについての基本方針を明記している。</p> <p>地域の行事や情報、社会資源について、子ども・保護者が理解しやすいような工夫をして掲示又は配布している。</p> <p>地域活動に参加するための対応が定められ、一定のボランティアや職員体制が確保されている。</p> <p>地域交流会や行事等、日頃から施設子ども・保護者と地域住民が接する機会(年3回以上)を設けている。</p> <p>行事等だけでなく、個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域資源(買い物、飲食、公共施設など)を利用している。</p>	<p>○子どもの地域との交流を広げることを目的とした保育所の取組について評価します。</p> <p>○子どもが地域の人々と交流を持つことは、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスです。</p> <p>○保育所では、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から、子どもが地域活動に参加できるようにしていくことが求められます。</p> <p>○子どもと地域の人々との交流は、地域と保育所の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。保育所が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。</p> <p>○個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。</p>	<p>○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした保育所の取組について評価します。子どもが社会体験を積み具体的な取組と同時に、地域に対して、保育所や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。</p> <p>○訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>① 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>② 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>③ 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>④ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>⑤ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>⑥ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献							
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。							
<p>【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>① 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>② 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>③ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>④ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>⑤ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>① ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>② 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>③ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>④ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>⑤ 学校教育への協力を行っている。</p>	<p>ボランティアの受入れに対して地域社会と施設をつなぐ柱として位置付けるなどの基本姿勢が明文化されている。</p> <p>地域の学校等への協力(小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ)姿勢について明文化している。</p> <p>ボランティア受入れのマニュアル(手引き)の作成している。</p> <p>ボランティアに対して、子どもの理解や安全対策などの研修が実施されている。</p> <p>地域の学校等に講師派遣や職場体験の受け入れなど具体的な協力を行っている。</p>	<p>○地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。</p> <p>○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、保育所は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習(小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ)等への協力がその役割の一つとして考えられます。</p> <p>○保育所の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入や学習等への協力を検討・実施することが求められます。</p> <p>○保育所側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合もあります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。</p> <p>○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。</p>	<p>○ボランティアの受入や学習への教育等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。</p> <p>○マニュアルには、登録・申込手続、配置(活動や学習の場)、子ども・保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入時の説明が必要です。</p> <p>○原則として、ボランティアの受入や地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、保育所の特性や地域性を鑑み、ボランティアの受入が困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入を想定した体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。</p> <p>○受入れにあたっての手順や流れ、子ども・保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。</p>
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> <p>【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>① 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>② 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有が図られている。</p> <p>③ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>④ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>⑤ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p>	<p>子ども・保護者へのサービスに必要な機関や団体をリストアップし、連携や情報提供が出来るようにしている。</p> <p>前項の子ども・保護者へのサービスに必要な機関や団体について明示し、職員会議において説明している。</p> <p>前項で示した関係機関・団体等の参画のもと、地域の関係機関・団体と年複数回の連絡会を開催している。</p> <p>地域の関係機関・団体の共通の様々な課題解決に協働に取り組んでいる。</p> <p>前項の子ども・保護者へのサービスに必要な機関や団体とのネットワークを構築していることを確認します(施設協会など事業者団体は含みません)。</p>	<p>○よりよい保育を提供するためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、連携が適切に行われているかを評価します。</p> <p>○「必要な社会資源」とは、保育の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校、他の事業所やボランティア団体等の各種自助組織、公共職業安定所等が挙げられます。</p> <p>○地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。地域全体で課題となっている点について、積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいくなど、ネットワークを有効に活用することが重要です。保育の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。</p> <p>○地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図ることも重要な役割となります。</p> <p>○家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応では、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等への参画と連携が重要な取組となります。障害のある子どもの保育にあたっては、地域の専門機関と連携しながら保育を行う必要があります。</p>	<p>○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況の評価します。</p> <p>○職員間で情報の共有が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、確認を行います。</p> <p>○いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p>○就学に向けての小学校との連携については、【A⑩】で評価します。</p>
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>【26】Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>① 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>② 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>③ 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>④ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>⑤ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>地域住民への施設開放や提供している取り組みがある。</p> <p>施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することを目的とした講演会や研修会を開催している。</p> <p>地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>災害時の地域における事業所の役割が明確になっている。</p> <p>事業所として地域の活性化やまちづくりに参画して貢献している。</p>	<p>○保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>○地域との関わりを深める方法として、保育所の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。</p> <p>○保育、障害者(児)、介護、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。</p> <p>○災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。保育所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ決めておくことも重要な取組といえます。</p> <p>○保育所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</p>	<p>○事業所の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われますが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p>① ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>② 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>③ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>④ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>⑤ 学校教育への協力をを行っている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。							
<p>【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>① 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>② 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>③ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>④ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>⑤ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。							
<p>【26】Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>① 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>② 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>③ 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>④ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>⑤ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>① 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>② 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>③ 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>④ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>⑤ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>⑥ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>地域との連携により、地域の福祉ニーズを把握し明文化している。</p> <p>民生委員・児童委員等との連携により、具体的な福祉ニーズを把握し明文化している。</p> <p>地域住民などの子ども・保護者以外に対し、多様な相談の支援を行っている。</p> <p>関係機関・団体との連携により、具体的な福祉ニーズを把握し明文化している。</p> <p>前項で把握したニーズに基づいた事業が実施されている。</p> <p>前項で把握したニーズに基づいて、具体的に地域生活に関するサービスの事業が中・長期計画に記載されている。</p>	<p>○地域社会における役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行うことが必要です。地域住民からの意見や要望を把握する場合は、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。</p> <p>○日常的な福祉サービスの実施（保育）を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子ども・保護者等のニーズを把握することも必要です。把握したニーズにもとづき、これらを解決・改善するための公益的な事業・活動を行うことも必要です。特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>○地域経済や生活環境の変化等により、従来の社会福祉事業が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、保育所による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。</p> <p>○保育所においては、その有する機能をもって地域の生活課題・福祉課題を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p>	<p>○保育所が、法定の社会福祉事業及び自治体の補助事業以外に独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービス・事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、いままで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に保育所が独自に実施していた事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象とします。</p> <p>○具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。							
① 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
<p>【28】Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>① 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>② 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>③ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>④ 子どもの尊重や基本的な人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>⑤ 子どもの尊重や基本的な人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>⑥ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>⑦ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>⑧ 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>理念や基本方針に利用者尊重に関する内容が記載され、会議等で周知している。</p> <p>子ども・保護者に関する内容が記載された「倫理綱領」や規程等を策定し、会議等で周知している。</p> <p>標準的なサービス実施方法(各サービスマニュアル)に、利用者尊重の姿勢が具体化されている。</p> <p>過去1年の職員研修(内部研修)において子ども・保護者にかかわる内容が行われている。</p> <p>子ども・保護者の尊重や基本的な人権への配慮について、定期的にチェックする仕組み(セルフチェック)がある。</p> <p>子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組事例がある。</p> <p>子どもの態度、服装や色、遊び方、役割などについて、性差に関する配慮がある。</p> <p>子どもの人権について保護者に周知する取組がある。</p>	<p>○子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われているか評価します。</p> <p>○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>○一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育が求められています。</p> <p>○保育所内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的な人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する保育の標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。</p> <p>○家庭の状況に応じて、他制度の支援につなげることにより、子どもの権利擁護に努めることも重要です。</p> <p>○保育所においては、一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。</p> <p>○子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けられないような配慮が必要です。</p> <p>○保育士だけではなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。</p>	<p>○事業所の種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者尊重の具体的な留意点は異なるので、保育所としての基本姿勢と、全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。保育所の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。</p> <p>○子どもの尊重について、保育所内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。</p>
<p>【29】Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p> <p>① 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>② 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>③ 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>④ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>⑤ 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>⑥ 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>⑦ 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>子ども・保護者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、会議等で周知している。</p> <p>子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、会議等で周知している。</p> <p>子どものプライバシー保護等の権利擁護について、年1回以上研修が実施されている。</p> <p>子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫がある。</p> <p>プライバシー保護と権利擁護に関する取組を子ども・保護者に周知している。</p> <p>プライバシー保護や権利擁護に関わる規定・マニュアルに基づいたサービスが行われていることをチェックしている。</p> <p>プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合の対応方法等を策定し、明文化している。</p>	<p>○子どものプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行うとともに、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われているか評価します。</p> <p>○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組も同様です。</p> <p>○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思が尊重されなければならない。子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。</p> <p>○日常的な保育においては、保育所の特性とあり方等を踏まえつつ、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。</p> <p>○プライバシー保護と権利擁護に関する取組を子ども・保護者に周知することも求められます。また、保育所において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。</p>	<p>○職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。</p> <p>○保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。</p> <p>○排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。</p> <p>○規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含まれません。【47】において評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施							
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス							
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。							
【28】Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 ① 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ② 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ③ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ④ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ⑤ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ⑥ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ⑦ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ⑧ 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	□	□					
【29】Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。 ① 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ② 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ③ 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 ④ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ⑤ 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 ⑥ 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。 ⑦ 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	□	□					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
<p>【30】Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>① 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>② 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>③ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>④ 見学等の希望に対応している。</p> <p>⑤ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>市役所、公民館、児童センターなどに事業所のパンフレット等を設置している。</p> <p>事業所のパンフレットから言葉遣いや写真・図・絵の使用等でわかりやすく紹介する何らかの工夫が伺える。</p> <p>利用希望者に対する説明など対応方法が明確になっている。</p> <p>利用のための見学や体験を実施している。</p> <p>保育所のパンフレット等提供資料の見直しが定期的に行われている。</p>	<p>○情報とは、複数の保育所の中から利用者が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を指します。資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。</p> <p>○保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。</p> <p>○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。</p> <p>○子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報(施設運営、従事者、教育・保育等の内容に関する事項等)について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。</p>	<p>○保育の内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者が情報を簡単に入手できるような取組、保護者にとってわかりやすい工夫が必要です。</p> <p>○保育の内容等について保育所が積極的に情報提供を行うことを求めています。</p>
<p>【31】Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>① 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>② 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>③ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>④ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>⑤ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>保育の開始・変更時の同意にあたって、可能な限り保護者が関与している。</p> <p>資料について専門用語や語句の説明書きや写真・図・絵の使用等、保護者等に応じた何らかの工夫が伺える。</p> <p>説明の手順や方法、留意点が定められており、保護者等に応じた何らかの工夫が伺える。</p> <p>保育の開始・変更時に保護者等の同意を得た書面が確認できる。</p> <p>意思疎通が困難な保護者への配慮について定められ、実施されている。</p>	<p>○保育の開始や内容の変更の際には保護者等の意向に十分に配慮し、具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。説明は、保護者等の意向への配慮や権利擁護等の観点から必要な取組です。組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準【30】と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。</p> <p>○保育所は、利用申込者に対し目的、運営方針、保育内容、職員の勤務体制等の施設の利用に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得ることが必要とされています。入園のしおりなどの書類に載っており、利用申込者への事前の説明や同意が得られている場合には、別途作成する必要はありません。</p> <p>○保育の開始時だけでなく、重要事項を記した文書の内容に関する変更や保育時間の変更、延長保育の利用等にあたって事前の説明が必要です。また、進級時や生活の節目に配慮して設定した期間ごとの保育内容、個別的な対応の変更等についても、説明することが求められます。</p> <p>○重要事項を記した資料は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守り、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。</p>	<p>○説明は、どの保護者等に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、特に配慮が必要な保護者に対しては、保育所がどのような援助の方法をとっているかを確認します。</p> <p>○説明の様式・内容、どのように同意を得たかを聴取します。また、保護者等への説明方法等が具体的に記録された書面を確認します。</p>
<p>【32】Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>① 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>② 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>③ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>引越等による保育所等の変更にあたり、手順と引き継ぎ文書を定めて対応している。</p> <p>卒園後の相談やフォローの窓口や担当が明確になっている。</p> <p>卒園後の窓口、相談方法を示した文書を渡し説明している。</p>	<p>○子どもの状態や家庭環境の変化等で保育所等の変更を行う場合、子どもへの保育の継続性を損なわないように、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておく必要があります。保育所等の変更にあたっては、必要に応じて子どもや保護者の意向を踏まえ、関係機関との連携が十分に図られる必要があります。</p> <p>○他の福祉施設・事業所への情報提供が必要な場合には、保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。</p> <p>○保育所利用の終了後も担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも保育の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。</p>	<p>○保育所等の変更に係る生活の継続に欠かせない保育の提供等への配慮を具体的に評価します。</p> <p>○必要に応じて、行政や関係機関、他の福祉施設・事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。</p> <p>○関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。</p> <p>○就学に向けての小学校との連携については、「A⑩」で評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。							
【30】Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。 ① 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ② 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ③ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ④ 見学等の希望に対応している。 ⑤ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
【31】Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。 ① 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ② 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ③ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ④ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ⑤ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
【32】Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。 ① 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ② 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ③ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
<p>【33】Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>① 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。</p> <p>② 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>③ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>④ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>⑤ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>⑥ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>個別面談や聴取、保護者との懇談によって日頃から利用者満足に対する意見の把握が行われている。</p> <p>年1回以上、アンケートや聞き取りによって利用者の満足に関する調査が行われている。</p> <p>年に1回以上、個別面談や聴取、保護者会との懇談会の開催によって保護者満足に対する意見の把握が行われている。</p> <p>保護者会や家族会等に職員が参加するとともに、保護者の満足度について記録されている。</p> <p>年1回以上、保護者の意見(調査結果)が分析され、検討されている。</p> <p>調査結果に基づいた改善事例が確認できる。</p>	<p>○利用者本位の保育は、保育所が一方的に判断できるものではなく、子どもがどれだけ満足しているかという双方向的な視点が重要です。専門的な相談・支援を適切に実施する一方、利用者満足度を組織的に調査・把握し、これを質の向上に結びつける取組が必要となります。</p> <p>○子どもからの把握については、一人ひとりの子どもが安全な環境で、安心して、意欲的に過ごすことができ、ある程度の満足感を持って過ごしているかを保育者がくみ取ることが必要となります。</p> <p>○子どもが保育士等の大人に自分の意思を伝えることができるような配慮が求められます。直接的な「利用者満足」と捉えることは難しい点もありますが、子どもの意見が保育の改善に結びつくような取組の推進も求められています。</p> <p>○快適な保育は本来は子どもが判断することですが、保護者がどのように受け止めているかという視点から評価することも、保育の改善への重要なプロセスです。</p> <p>○子どもの満足度の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査の結果等については、具体的な保育の改善に結びつけるために、仕組みを整備することが求められます。</p> <p>○保育の質を高めるためには、定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。</p> <p>○子どもの満足度の把握や調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。</p>	<p>○事業種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者満足度の具体的な内容は異なるので、保育所として利用者満足度の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足度の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に改善に向けた取組が行われているかを評価します。</p> <p>○保育士等による子どもの満足度の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査、保護者への個別の聴取、保護者懇談会における聴取等があります。利用者満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。</p> <p>○調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。</p>
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
<p>【34】Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>① 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。</p> <p>② 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>③ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>④ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。</p> <p>⑤ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>⑥ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出した保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>⑦ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>① 苦情解決責任者の設置(施設長、理事長等)、② 苦情受付担当者の設置、③ 第三者委員(複数)の設置がされている。</p> <p>連絡先を含む苦情解決の仕組みを示した資料の掲示、配布され説明されている。</p> <p>苦情の申し出に関する工夫を行っている。</p> <p>苦情に関する受付簿、対応記録が整備され、保管されている。</p> <p>苦情の対応についての申し出のあった保護者等への説明が、迅速に行われている。</p> <p>匿名等に配慮した形で苦情の内容及びその対応事例を広報などで公表している。</p> <p>苦情の対応結果に基づいた改善事例が確認できる。</p>	<p>○苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。</p> <p>○福祉施設・事業所の各最低基準・指定基準においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。</p> <p>○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置(施設長、理事長等)、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもと保護者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が見望しいとされています。</p> <p>○法令で求められる苦情解決の仕組みが組織の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また、組織が苦情解決について保育の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。</p> <p>○保育所においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて保育の質の向上を図る必要があります。</p> <p>○保育所では、苦情の申し出にいたる前に、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中で、保護者等から要望や意見として保育内容や運営等の改善を求められることがあります。こうした要望や意見に対しても組織的な対応方法を定めておく必要があります。</p>	<p>○苦情解決の仕組みについては、保護者等への周知と理解の促進、苦情を申し出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した保護者等への経過や結果の説明、申出した保護者等に不利にならない配慮をしたうえで公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。</p> <p>○苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の取組によって評価します。</p> <p>○要望や意見への対応については、【36】で評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。							
【33】Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 ① 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 ② 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ③ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ④ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ⑤ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ⑥ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。							
【34】Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 ① 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 ② 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ③ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ④ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。 ⑤ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ⑥ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ⑦ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【35】Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <p>① 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>② 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>③ 相談しやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>事業所内、事業所外、専門的な相談先が確保され、その相談方法が文書化されている。</p> <p>前項の相談先と相談方法を示した文書を掲示、又は保護者等に配布されている。</p> <p>相談場所は、相談の機密が守られる状況である(オープンスペースや第三者に話が聞かえるバーテーションでは不可)。</p>	<p>○保護者が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているか、またその内容を保護者に伝えるための取組が行われているか評価します。</p> <p>○保育所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、どのように取組が進められているかが重要です。</p> <p>○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談や保育所において直接相談しにくい内容の相談等、複数の相談方法や相手が用意されているような取組を指します。</p> <p>○意見については、話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。</p>	<p>○保護者の相談、意見に関する取組については、保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、わかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。</p> <p>○保育所としての取組を聴取し、書面の確認及び保育所内の見学等で確認します。</p>
<p>【36】Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>① 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>② 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>③ 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>④ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>⑤ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>⑥ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>相談、意見提案に関する対応マニュアルを整備している。</p> <p>相談、意見に関する対応マニュアルを1年に1回以上見直ししている。</p> <p>日々の取り組みから保護者が相談しやすい具体的な配慮が伺える。</p> <p>意見箱の設置、アンケートの実施など具体的に意見を把握する取り組みがある。</p> <p>受け付けた相談や意見に対して迅速に回答を行う仕組みがある。</p> <p>意見や相談に基づいた改善事例が確認できる。</p>	<p>○苦情に限定するものでなく、保護者からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。</p> <p>○保育の内容や生活環境の改善等に関する保護者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。意見や提案から改善課題を明らかにし、保育の質を向上させていく姿勢が求められます。可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、保育の質と保護者からの信頼を高めるために有効です。</p> <p>○保護者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。対応マニュアル等は、福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公表の方法等が内容別に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>○意見等に対する保育所の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。</p> <p>○保育所では、日々のコミュニケーションの中でも、保護者等から保育内容や運営等の改善について、要望や意見が寄せられます。このような要望や意見をしっかりと受け止め、保育所として組織的かつ迅速な対応を行うための仕組みが必要です。</p>	<p>○意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に保育の改善につなげている取組も含めて評価します。</p> <p>○苦情解決の仕組みと一体的に構築、運用している保育所の場合には、苦情解決のみならず、保護者の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。</p> <p>○保育所としての取組を聴取し、書面等で確認します。</p>
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
<p>【37】Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>① リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>② 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>③ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>④ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>⑤ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>⑥ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や有効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>リスクマネジメントを担当する責任者や組織が明確になっている。</p> <p>事故発生時の対応と安全確保についてマニュアルを整備し、職員全員に周知している。</p> <p>ヒヤリハットなど安全に関する事例収集を行っている。</p> <p>前項で収集した事例等を分析し、防止策等を検討している。</p> <p>年1回以上、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>定期的(年2回以上)に各リスクの事故防止等安全策について実施状況をチェックし、見直しが行われている。</p>	<p>○リスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、要因分析の実施と対応策が適切に講じられているか評価します。</p> <p>○リスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。責任者の設置又は明確化、会議等の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。</p> <p>○リスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と効果的な取組のために有効です。</p> <p>○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、「危険への気づき」を促す効果も生まれます。職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。</p> <p>○保育に関わる設備、遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、保育所の特性に応じて検討・対応します。</p> <p>○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には保育を提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。</p>	<p>○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。</p> <p>○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。</p> <p>○具体的な取組を書面と聴取によって確認します。</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項【38】で評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【35】Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <p>① 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>② 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>③ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<p>【36】Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>① 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>② 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>③ 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>④ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>⑤ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>⑥ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。							
<p>【37】Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>① リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>② 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>③ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>④ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>⑤ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>⑥ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【38】Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>① 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>② 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>③ 担当者等を中心として、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>④ 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>⑤ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>⑥ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直ししている。</p>	<p>感染症対策を担当する責任者や組織が明確になっている。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応についてマニュアルを整備し、職員全員に周知している。</p> <p>年1回以上、感染症の予防や安全確保に関する研修を行っている。</p> <p>具体的な感染症の予防策を実施されている。</p> <p>感染症が発生した場合の対応が確認できる。</p> <p>年1回以上、感染症に関するマニュアルの見直しを行っている。</p>	<p>○感染症の予防策が適切に講じられているとともに、緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。</p> <p>○感染症の予防・対応についても、マニュアル等を整備したうえで、保育所内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、責任を明確にした安全確保のための体制の確立(緊急時の対応体制を含む)、担当者・担当部署の設置、定期的な検討の場の設置、感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。</p> <p>○感染症については、季節、保育の提供場面に応じた適切な対応が必要であり、予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。</p> <p>○対応マニュアル等については、厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』や専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。</p> <p>○感染症の対応は、予防及び発症時に感染を広げないための対策について保護者への周知が重要となります。感染症発症時の保護者への周知については、子どものプライバシーに配慮することが必要です。</p>	<p>○具体的な取組を書面と聴取によって確認します。</p>
<p>【39】Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>① 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>② 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>③ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決まられ、すべての職員に周知されている。</p> <p>④ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>⑤ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>災害時に関する担当部署や対応を定め、明示している。</p> <p>立地条件等から災害の影響を把握し、対策を講じている。</p> <p>災害時の利用者及び職員の安否確認の方法が決まられ、職員全員に周知している。</p> <p>災害時の備蓄に関する仕組みを整備している。</p> <p>防災計画等整備し、地域の各機関の緊急連絡方法が確立しており、合同訓練や連絡会等を開催または参加している。</p>	<p>○地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。</p> <p>○子どもの安全を確保するためには、保育上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。</p> <p>○そのため保育所においては、災害時の対応体制(災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等)をあらかじめ決めておくことが求められます。</p> <p>○災害発生時の安否確認について、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p> <p>○災害時においても、子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められます。「事業(保育)の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。</p>	<p>○法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。</p> <p>○ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。</p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法の確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p>
<p>【40】Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。</p> <p>① 食中毒の発生時における対応マニュアルを整備している。</p> <p>② マニュアルに基づく職員に対する研修を行っている。</p> <p>③ マニュアルは定期的(年1回以上で、あらかじめ定められた時期によるものを指す。)に見直しを行っている。</p>	<p>マニュアルに食中毒が発生した時の対応が明記されている</p> <p>上記のマニュアルの周知のための研修が実施されている</p> <p>上記のマニュアルが年1回以上定められた時期に見直されている</p>	<p>○食中毒が発生した場合には、医療機関との連携のほか、保健所や所轄庁等への報告等、さまざまな対応が求められることとなります。</p> <p>○万が一に備えて対応フローや連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法等についてマニュアル化しておくことが必要となります。</p> <p>○マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。</p>	
<p>【41】Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。</p> <p>① 不審者の侵入時における対応マニュアルを整備している。</p> <p>② 警察等との連携のもとでマニュアルに基づく職員に対する研修を行っている。</p> <p>③ マニュアルは定期的(年1回以上で、あらかじめ定められた時期によるものを指す。)に見直しを行っている。</p>	<p>マニュアルに不審者の侵入時における対応が明記されている</p> <p>警察等との連携のもと、上記のマニュアルの周知のための研修が実施されている</p> <p>上記のマニュアルが年1回以上定められた時期に見直されている</p>	<p>○不審者が施設内に侵入した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。</p> <p>○不審者が侵入した場合には、子どもの安全を確保すると同時に警察への通報等、さまざまな対応が求められることとなります。</p> <p>○万が一に備えて対応フローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、保護者等との連絡方法や連絡網等についてマニュアル化しておくことが必要となります。</p>	

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【38】Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>① 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>② 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>③ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>④ 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>⑤ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>⑥ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p>	□	□					
<p>【39】Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>① 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>② 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>③ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>④ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>⑤ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	□	□					
<p>【40】Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。</p> <p>① 食中毒の発生時における対応マニュアルを整備している。</p> <p>② マニュアルに基づく職員に対する研修を行っている。</p> <p>③ マニュアルは定期的(年1回以上で、あらかじめ定められた時期によるものを指す。)に見直しを行っている。</p>	□	□					
<p>【41】Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。</p> <p>① 不審者の侵入時における対応マニュアルを整備している。</p> <p>② 警察等との連携のもとでマニュアルに基づく職員に対する研修を行っている。</p> <p>③ マニュアルは定期的(年1回以上で、あらかじめ定められた時期によるものを指す。)に見直しを行っている。</p>	□	□					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
<p>【42】Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p> <p>① 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>② 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>③ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>④ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>⑤ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>提供する保育の標準的な実施方法(マニュアル)を定めている。</p> <p>マニュアルには、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>標準的なサービス方法(各サービス実施マニュアル)についての研修が年1回以上行われている。</p> <p>会議等において標準的なサービス方法に基づいたサービス実施を確認している。</p> <p>標準的なサービス方法(各サービス実施マニュアル)のみにとらわれず、状況等に応じて柔軟に保育が行われている。</p>	<p>○保育の提供は、子ども一人ひとりの発達や状況等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に提供すべき内容の組合せです。</p> <p>○標準化とは、保育を提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、個別的な保育の提供と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な保育の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。</p> <p>○各保育所における子ども一人ひとりの発達や状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による保育の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定めただけで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。</p> <p>○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。基本的な保育・支援に関するものだけでなく、保育の実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、設備等の環境に応じた業務手順等も含まれ、保育全般にわたって定められていることが求められます。また、その方法に基づいて実施されていることを保育所として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。</p>	<p>○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた保育の提供状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法(文書)の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、指導計画との関係性、標準的な実施方法にそった保育の提供がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。</p> <p>○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。</p> <p>○書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。</p> <p>○標準的な実施方法を文書化したものとは、各保育所で作成した保育の手引書、手順書、マニュアル等で、保育所により名称が異なります。保育の一定の水準、内容を常に実現することを目指すために保育の実施方法を明文化したものです。</p>
<p>【43】Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>① 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>② 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。</p> <p>③ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>④ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>時期、状況の分析、保護者の意向把握、合議及び保護者の同意、見直しの周知を含んだ指導計画の見直しについての仕組みがある。</p> <p>見直しの周知方法が定められている。</p> <p>見直しにあたっては、個々の指導計画における課題を明記している。</p> <p>見直しにあたっては、職員や保護者等からの意見や提案を明記している。</p>	<p>○標準的な実施方法について、定期的な現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しを実施されているかどうかを評価します。</p> <p>○標準的な実施方法については、保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的な現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、方法や仕組みを定め、継続的に実施されることが、質の向上にとって必要です。</p> <p>○見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき、また、指導計画の状況を踏まえ行われなければなりません。</p> <p>○定期的に見直しことは、保育の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が保育所として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。</p>	<p>○標準的な実施方法(文書)の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保							
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。							
<p>【42】Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p> <p>① 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>② 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>③ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>④ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>⑤ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
<p>【43】Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>① 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>② 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。</p> <p>③ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>④ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
【44】Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。			
① 指導計画策定の責任者を設置している。	指導計画の策定の責任者の設置とその役割が明記してある。	○保育所保育指針等をふまえ、心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成します。指導計画は保育課程にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。○3歳未満児と障害のある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、個別の指導計画を作成することが望まれます。○指導計画策定の責任者を明確化し、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。責任者については、必ずしも直接作成する者を意味していません。職員の良い役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。	○アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容、計画にもとづく保育の提供、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
② アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	アセスメントの時期と手順が書面によって定められている。	○指導計画策定の責任者を明確化し、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。責任者については、必ずしも直接作成する者を意味していません。職員の良い役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。	○指導計画策定における責任者の役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、計画の策定方法が定まっていること、各担当者が定められた方法における役割を果たしていること、責任者はこれらの内容を把握し、必要に応じて助言・指導を行っていることで役割を果たしていると評価します。
③ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	部門を横断したさまざまな職種のアセスメント等に関する協議を実施している。	○アセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、ニーズを明らかにすることを目的とします。状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、計画を作成する基本となる重要なプロセスです。定めた手順と様式によって把握する必要があります。	○アセスメント結果が指導計画に反映されているかどうかについては、関係職員で協議を実施しているか、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているかを記録等から判断します。
④ 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。	保育過程にもとづいて、クラス等に指導計画を策定している。	○アセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、ニーズを明らかにすることを目的とします。状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、計画を作成する基本となる重要なプロセスです。定めた手順と様式によって把握する必要があります。	○指導計画策定における責任者の役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、計画の策定方法が定まっていること、各担当者が定められた方法における役割を果たしていること、責任者はこれらの内容を把握し、必要に応じて助言・指導を行っていることで役割を果たしていると評価します。
⑤ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	ニーズや課題が、個別に指導計画に記載されている。	○保育開始直後には、事前に把握していた状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。	○アセスメント結果が指導計画に反映されているかどうかについては、関係職員で協議を実施しているか、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているかを記録等から判断します。
⑥ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	カンファレンスや保護者の意向と同意を含んだ指導計画の策定の手順が定められている。	○アセスメントについては、手順が保育所として定められていること、手順は計画的なものになっていること、その手順のもとに実施されていること、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。	○指導計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態を具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。また、計画が日常的な保育場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
⑦ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	計画に基づいた保育実践について日常的なチェック(モニタリング)の仕組みがある。	○一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、保育課程に基づき、指導計画を作成することが必要です。	○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の策定について評価します。
⑧ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	支援困難ケースへの対応について検討する機会を定期的に設けている。	○個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。	○保育課程の編成については、「A①」で評価します。
【45】Ⅲ-2-(2)-② 定期的な指導計画の評価・見直しを行っている。			
① 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	時期、状況の分析、保護者の意向把握、合議及び保護者の同意、見直しの周知を含んだ指導計画の見直しについての仕組みがある。	○子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、策定した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。	○指導計画の見直しでは、目標・ねらいそのものの妥当性や、具体的な保育・支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
② 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	見直しの周知方法が定められている。	○指導計画の評価・見直しに関する手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。	○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば指導計画の作成にその内容を反映しているかどうかを、記録等と指導計画等の書面によって評価します。
③ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	子どもの環境の変化や健康状態の変化に合わせた見直しの方法が定められている。	○保育の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。記録での実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等がシステムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。	
④ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	見直しにあたっては、個々の指導実践計画における課題を明記している。	○適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。	
⑤ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	評価結果を次の指導計画に反映している。		

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。							
【44】Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。							
① 指導計画策定の責任者を設置している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑦ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑧ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
【45】Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。							
① 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
<p>【46】Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <p>① 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>② 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>③ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>④ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>⑤ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>利用者個別に保育の実施状況が統一した様式に記録されている。</p> <p>指導計画に基づくサービス実施内容が記録されている。</p> <p>記録の際の留意事項が示され、周知されている。</p> <p>利用者に関する情報が、決められた方法によって伝達されている。</p> <p>利用者について、各職種が参加して概ね月1回以上の連絡・検討会議がある。</p>	<p>○保育の実施状況は、保育所の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、指導計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。</p> <p>○適切に記録されているとは、どのような保育が実施されたのか、その結果として状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、組織としての取組を評価します。</p> <p>○子どもの状況等に関する情報とは、状況、留意すべき事項、状況の変化、アセスメントや個別の指導計画等の実施状況等、日々の情報すべてを指します。</p> <p>○共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立している必要があります。その際、内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、状態の変化や子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p>	<p>○引継ぎや送り等は当然に行われていることとして捉え、保育所の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。</p> <p>○子ども数名の個別の指導計画等と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p>
<p>【47】Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>① 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>② 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>③ 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>④ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>⑤ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>⑥ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>保管、保存、廃棄、情報提供を含んだ子どもの記録の管理についての規定が定められている。</p> <p>個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が定められている。</p> <p>責任者によって实际的に記録の点検などを行っている。</p> <p>記録の管理や個人情報保護について、すべての職員に対し、研修や会議で取り上げられている。</p> <p>個人情報の取扱いについてチェックする仕組みが明確になっている。</p> <p>利用開始時だけでなく、継続的に個人情報の取扱いについて、保護者や家族に説明している。</p>	<p>○子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。</p> <p>○子どもや家族の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや家族に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。</p> <p>○「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」とともに、福祉・介護分野における個人情報保護に関するガイドライン等の理解と、取組が求められます。</p> <p>○厚生労働省は、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を示しています。</p> <p>○情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。基本姿勢、範囲、子ども・保護者への配慮等が求められます。</p> <p>○「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。</p>	<p>○規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。							
【46】Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 ① 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ② 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ③ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ④ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ⑤ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
【47】Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 ① 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ② 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ③ 記録管理の責任者が設置されている。 ④ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ⑤ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ⑥ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						

兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票／評価結果集計票（保育所版）

事業所名:	施設種別:
-------	-------

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
A 実施する福祉サービスの内容			
A-1 保育内容			
A-1-(1) 保育課程の編成			
<p>【A①】A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</p> <p>① 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</p> <p>② 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</p> <p>③ 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</p> <p>④ 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p>⑤ 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</p>	<p>保育課程の基本的な考え方</p> <p>基本方針と保育課程の整合性</p> <p>保護者の意向や地域の実情の保育課程への反映</p> <p>全職員の参加</p> <p>保育過程の評価見直し</p>	<p>○保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、養護と教育を一体的に行うことを特性としています。</p> <p>○保育課程は以下の事項を踏まえ保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう編成しています。</p> <p>・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき編成されている。</p> <p>・保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成されている。</p> <p>・地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって編成されている。</p> <p>・子どもの生活の連続性、発達の連続性に留意している。</p> <p>○保育所の指導計画は、保育課程に基づき作成します。保育課程と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して保育課程の評価を行い、次の編成に生かしていくことが必要です。</p>	<p>○保育所の理念、保育の方針を保育課程には記載せず、別に定めている保育所もあります。</p> <p>○保育課程の編成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え保育課程に反映しているか、さらに、保育課程の評価・改善の状況について確認します。</p> <p>○保育課程の編成について評価を行い、保育課程に基づく指導計画の策定は、「44」で評価します。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
<p>【A②】A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>① 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。</p> <p>② 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>③ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>④ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>⑤ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>⑥ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p>	<p>環境保健の配慮</p> <p>消毒と衛生</p> <p>家具や遊具の工夫</p> <p>落ち着ける場所の確保</p> <p>生活空間の配慮</p> <p>トイレの安全性の工夫</p>	<p>○清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について評価します。</p> <p>○環境を通して、養護と教育が一体的に展開されることであり、計画的に保育環境を構成していくことが重要です。環境には、人的環境、自然や社会事象などもあり、それらが総合的に構成されるものです。</p> <p>○保育所は、子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場であることが求められており、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、家具や遊具の素材・配置等により、子どもたちが安心してくつろげる環境を構成し、環境を生かし工夫して保育を行います。</p> <p>○室温、湿度の調整、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮し、保育環境を整えます。また、乳幼児は、心身が未熟で抵抗力が弱いため、常に清潔な環境が保つことも必要です。</p> <p>○食事、睡眠、排泄等の空間が、子どもの発達過程を踏まえ、心地よいものとなるよう整備されていることも必要です。</p>	<p>○保育所がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。</p> <p>○子どもが、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通じた保育実践について確認します。</p> <p>○建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境を、保育所の工夫・取組によりどのように構成しているかについて評価します。</p>

兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票／評価結果集計票 (保育所版)

事業所名:	施設種別:
-------	-------

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
A 実施する福祉サービスの内容							
A-1 保育内容							
A-1-(1) 保育課程の編成							
<p>【A①】A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</p> <p>① 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</p> <p>② 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</p> <p>③ 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</p> <p>④ 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p>⑤ 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開							
<p>【A②】A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>① 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。</p> <p>② 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>③ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>④ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>⑤ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>⑥ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【A③】A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>① 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>② 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>③ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>④ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>⑤ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>⑥ せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>	<p>個人差の配慮</p> <p>安心して自分の気持ちを表現できるように配慮</p> <p>表現する力が不十分な子どもの対応</p> <p>子どもの欲求を受けとめた対応</p> <p>子どもへの言葉遣い</p> <p>不要な制止の禁止</p>	<p>○子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな子どもを育てるために、あるがままの姿を受け止め、子どもを理解することが重要です。</p> <p>○子どもを受容していくためには、家庭環境や生活リズム、発達等から生じる個人差を十分に把握し、職員間で共通理解を深めておく必要があります。</p> <p>○安心して関わることができる保育士等の存在が、安定した生活を支えています。欲求や気持ちに応じて優しく対応することにより、喜びとともに自分の働きかけによって応じられた行為の意味を感じ取ることができます。</p> <p>○子どものゆったりとしたくつろいだ時間の流れは、保育士等の援助・配慮により支えられています。せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないように配慮する必要があります。</p>	<p>○子どもの発達過程や家庭環境など一人ひとりの子どもの状態を十分に把握したうえで記録し、職員間で共有するための取組について確認します。</p> <p>○指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が書かれていることを確認します。</p> <p>○観察や記録において、気になる場面や対応については、①子どもの内面や状況を理解しているか、②保育士がどのような配慮をしているか、といった点に留意して、その援助の内容を確認します。</p>
<p>【A④】A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>① 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</p> <p>② 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</p> <p>③ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</p> <p>④ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</p> <p>⑤ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p>	<p>子どもの発達に合わせた基本的な生活習慣</p> <p>自分でやろうとする気持ちの尊重</p> <p>子どもの主体性を尊重した基本的な生活習慣</p> <p>活動と休息のバランス</p> <p>基本的な生活習慣の子どもの理解</p>	<p>○子どもの発達状況等に応じて、食事、排泄、衣類の着脱、身なりを清潔にすること、適度な運動と休息をとるなどを身につけていくことが重要です。</p> <p>○生活習慣の取得は、急がせることなく、適切な時期に援助していくことが大切です。分かりやすい方法・やり方などを示し、自分でできた達成感を味わえるように援助します。</p> <p>○保護者との情報交換を行い、家庭での生活状況や生活リズムを考慮することが大切です。</p> <p>○自分でやろうとする気持ちを育む工夫についても評価します。子どもの心を傷つけないよう援助・配慮をすることが必要です。</p> <p>○自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるよう、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、理解できるように工夫し援助することが大切です。</p>	<p>○一人ひとりの子どもにとって、発達に応じた適切な時期に、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、基本的な生活習慣の習得ができるよう環境を整え、援助が行われているかを確認します。</p> <p>○一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と援助の取組について確認します。</p> <p>○排泄・着替え等の生活場面におけるプライバシー保護については、「29」で評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
【A③】A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。							
① 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ せかさ言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
【A④】A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。							
① 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【A5】A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>① 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</p> <p>② 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</p> <p>③ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</p> <p>④ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</p> <p>⑤ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</p> <p>⑥ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>⑦ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p> <p>⑧ 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</p> <p>⑨ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</p> <p>⑩ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</p>	<p>自主的・自発的に活動ができる環境</p> <p>自発性を発揮できるような機会</p> <p>身体を動かすことができる援助</p> <p>戸外で遊ぶ時間や環境</p> <p>人間関係が育まれる援助</p> <p>友だちと協同して活動できる機会</p> <p>社会的ルールを身につけていく取り組み</p> <p>自然とふれあうことができる工夫</p> <p>地域交流の機会、社会体験の機会</p> <p>表現活動ができる工夫</p>	<p>○子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切に保育が、生活や遊びを通して総合的に行われることが重要です。子どもが主体的に活動するためには、子どもが自らしてみようとする気持ちを受け止めること、安心して挑戦していくことができるように働きかけること、自らやり遂げたことを受け止めて満足感や達成感を共有することが重要です。</p> <p>○生きていくうえで必要な身体的な発達の基盤をなすのが乳幼児期です。子どもたちが進んで戸外に出て、十分に体を動かすことができるよう、適切な時間や環境を整備することが必要です。</p> <p>○友だちと協同で活動できるような環境や援助が必要です。一人ですっきりと取り組める環境のほか、友だちと協同して遊びや活動ができる機会を提供するなど、友だち同士のやりとりを促すような保育環境を整えるとともに、保育士等が子ども同士の活動をつなぐような援助が大切です。</p> <p>○クラスの友だち以外にも異年齢児や保育所の中の大人、地域の方との関わりなど、豊かな人との関わりや場や機会が設定されているかどうか重要です。</p> <p>○生活環境の変化から、子どもたちは身近な自然に触れたり、様々な人と関わったりすることが難しくなっています。たとえ自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然と関わるためには、これまで以上に保育士等の配慮が必要です。子どもたちが主体的に自然や社会に関わることができるように工夫することによって、その効果を最大限にすることが求められます。</p> <p>○豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにするため、経験したこと、感じたこと、考えたことなどを自由に表現できる環境の整備や機会の提供により、援助することが必要です。</p>	<p>○乳児、3歳未満児、3歳以上児などの発達に応じ、子どもが主体的・自発的に活動できる環境を整え、保育が行われているかを確認します。</p> <p>○一日の保育のなかで、子どもが主体的に生活と遊びができるための工夫が、どのように行われているかを確認します。</p> <p>○集団保育や異年齢保育、個別対応など、それぞれの場面で主体的に活動できる環境をどのように設定し、保育を行っているかを確認します。</p>
<p>【A6】A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p> <p>② 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。</p> <p>③ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。</p> <p>④ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p> <p>⑤ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p> <p>⑥ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>	<p>長時間の乳児保育に適した環境への工夫</p> <p>乳児との愛着関係(情緒の安定)</p> <p>乳児との応答的な関わり</p> <p>乳児が興味と関心を持つことができる配慮</p> <p>乳児の発達過程に応じた保育</p> <p>乳児の家庭との連携</p>	<p>○乳児期は、発達が著しく、個人差が大きい時期であり、一人ひとりの子どもの状況に応じた保育が基本となります。未熟な乳児の健康と安全を確保し、応答的に関わる特定の大人(保育士等)との関わりによって愛着関係を形成するとともに、主体的に生きていく基盤を培います。</p> <p>○保育所保育の特性は、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を培うよう子どもを育成していくことです。生活の中で、養護と発達の援助である教育が一体的に展開されます。</p> <p>○乳児保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力の弱さ、心身の機能の未熟さから、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。 ・ 子どもの生育歴の違いに留意し、特定の保育士などが応答的に関わるよう努める。 ・ 職員間や嘱託医との連携を図る。 ・ また、看護師及び栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る。 ・ 保護者との信頼関係をもとに保育を進め、保護者への支援に努める。 ・ 担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。 <p>○特定の保育士が、愛情豊かに優しく語りかけながら世話をすることにより、乳児は子どもなりに自分の気持ちを表現していきます。</p> <p>○このため、喃語なんご(乳児のまだ言葉にならない声)にはゆったりとやさしく応える、授乳は抱いて微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませるなどの関わりが必要です。</p>	<p>○一人ひとりの子どもの状態にそって、乳児保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育士等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴取等により確認します。</p> <p>○乳児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。</p> <p>○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【A⑤】A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>① 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</p> <p>② 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</p> <p>③ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</p> <p>④ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</p> <p>⑤ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</p> <p>⑥ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>⑦ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p> <p>⑧ 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</p> <p>⑨ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</p> <p>⑩ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</p>							
<p>【A⑥】A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p> <p>② 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。</p> <p>③ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。</p> <p>④ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p> <p>⑤ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p> <p>⑥ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>							

評価基準	評価基準説明・調査のポイント			
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点	
【A7】A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	① 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	<p>○3歳未満児の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 感染症にかかりやすい時期であり、日常の状態の観察を十分に行い、適切な判断に基づく保健的な対応を図る。 - 生活に必要な基本的な習慣については、子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようし、自分でしようとする気持ちを尊重する。 - 探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、様々な遊びを取り入れる。 - 子どもの自我の育ちを見守り、気持ちを受け止めるとともに、友だちの気持ちや友だちとの関わり方を丁寧に伝えていく。 - 情緒の安定を図り、子どもの自発的な活動を促していく。 - 担当の保育士が替わる場合には、保育士間で協力して対応する。 <p>○発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて食事や、衣類の着脱など基本的な生活習慣がしだいに身につくよう配慮することが必要です。</p> <p>○子どもの自我の育ちを支えられるよう、自分でしようとする気持ちを尊重することや、周囲に環境や人・ものへの探索行動を存分にできるように、安全に配慮しながら環境を整備したり保育士等が関わったりすることが求められます。</p>	<p>○一人ひとりの子どもの状態にそって、3歳未満児の保育において配慮する事項をふまえた、保育室の環境と保育士等の関わりなどの保育内容を、個別の指導計画や記録等と職員からの聴取等により確認します。</p> <p>○3歳未満児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。</p> <p>○送迎時の保護者との関わりや連絡帳等を通じて、保護者とのように連携を図っているのか、また保育にどのように生かしているのかを確認します。</p>	
	② 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。			自発的な気持ちの尊重
	③ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。			探索活動が十分に行えるような環境
	④ 子ども自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。			遊びを中心とした自発的な活動
	⑤ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。			子どもの自我の育ちを受け止め
	⑥ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。			関わりの中を仲立ち
	⑦ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。			他との交流 家庭との連携
【A8】A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	① 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	<p>○3歳以上児(3・4・5歳児等)の保育は以下の事項に配慮して行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮する。 - やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮する。 - 全身を動かして意欲的に活動することにより、興味や関心が戸外にも向くように配慮する。 - 葛藤を経験しながら相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮する。 - 決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮する。 - 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫する。 - 自分の気持ちや経験を言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけ、話し合うことの楽しさが味わえるように配慮する。 - 創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意する。 - 創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。 <p>○発達の特徴を踏まえ、子どもの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。</p> <p>○保育指針に示される内容を、総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。</p> <p>○自己を十分発揮でき協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え援助することが重要です。</p>	<p>○3歳以上児の発達に応じた、保育室の環境と保育士の一人ひとりの子ども・集団への関わり等の保育内容を確認します。</p> <p>○3歳以上児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。</p>	
	② 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。			集団の中で安定した遊び 3歳児
	③ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。			集団での自分の力の発揮 4歳児
	④ 子ども自我の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。			集団の中の協力 5歳児 子どもの育ちの伝達

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【A7】A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</p> <p>② 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</p> <p>③ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</p> <p>④ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</p> <p>⑤ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。</p> <p>⑥ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</p> <p>⑦ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<p>【A8】A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>② 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>③ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>④ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【A9】A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</p> <p>② 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>③ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>④ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>⑤ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>⑥ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>⑦ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。</p> <p>⑧ 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>	<p>障害に応じた環境整備</p> <p>障害特性に配慮した指導計画</p> <p>子どもの成長に応じた保育</p> <p>子ども同士の関わりへの配慮</p> <p>保護者との連携</p> <p>医療機関や専門機関から相談や助言</p> <p>障害児保育に関する研修</p> <p>保護者への障害児保育の情報提供</p>	<p>○障害のある子どもの保育は、発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけること、また家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が求められています。</p> <p>○建物・設備などは、障害に応じて整備する必要があります。また、保育環境の工夫等により落ち着いて安心して過ごすための配慮が必要です。</p> <p>○障害のある子ども一人ひとりの状態を的確に把握し、安定して生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう長期的な見通しをもって保育を行います。そのため、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。</p> <p>○個別の指導計画を作成し、発達状況や課題等について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めることが重要です。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有する、専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をすることも重要です。</p> <p>○保育所の保護者全体に対して、障害のある子どもの保育について理解を深める取組も必要です。</p>	<p>○保育環境、保育士の関わりと友だちとの関わり、活動等の保育内容および職員の研修状況等について、個別の指導計画や記録等と職員からの聴取等により確認します。</p> <p>○保護者の思いや不安などについて、保育士等が相談・援助していることや、プライバシーに配慮していることなどの取組を確認します。</p> <p>○障害のある子どもが入所していない保育所もありますが、障害の診断を受けていないが配慮を必要とする子どもが入所していたり、入所後に保育士が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どのように保育・援助を行っているのかについても評価の対象とします。</p> <p>○行政や関係機関等との協力・連携が図られている場合には、その具体的な方法についても確認します。</p>
<p>【A10】A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>② 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>③ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>④ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>⑤ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>⑥ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>⑦ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<p>連続性への配慮</p> <p>家庭的な雰囲気への配慮</p> <p>おだやかに過ごせるよう配慮</p> <p>異年齢の子どもとの交流</p> <p>食事・おやつ等の提供</p> <p>保育士間の引継ぎ</p> <p>保護者との連携</p>	<p>○子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。</p> <p>○発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。</p> <p>○夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。</p> <p>○保育時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。</p> <p>○保育士間で子どもの状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。</p> <p>○家庭との緊密な連携により、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなど取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。</p>	<p>○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、保育時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。</p> <p>○保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。</p> <p>○「長時間にわたる保育」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。</p>
<p>【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりを配慮している。</p> <p>① 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>② 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>③ 保護者が、小学校以降の子ども生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>④ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>⑤ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<p>小学校との連携や就学に関連する事項の計画への記載</p> <p>小学校生活の見通しを持てる機会</p> <p>保護者が小学校生活の見通しを持てる機会</p> <p>就学に向けた小学校との連携</p> <p>保育所児童保育要録の作成の職員の参画</p>	<p>○保育所での生活や遊びの中で積み重ねられてきた様々な育ちが、小学校以降の生活や学びへとつながっていくよう保育内容の工夫を図ることが大切です。</p> <p>○保育内容は、自尊感情を育むこと、社会性を培うこと、好奇心を大切にすることなどが基本です。生活と遊びを通して、自然に子どもたち認識されるよう配慮することが必要です。</p> <p>○子どもが小学校を訪問したり、小学生との交流する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。</p> <p>○保育士等が小学校教員等と合同で研修したり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりするなど、連携を図ることも重要です。</p> <p>○保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取組も必要です。</p> <p>○保育所から就学先の小学校に、子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」を送付することになっています。保育要録は、保育所での子どもの育ち・発達の状況を的確に記録するとともに、子どもの良さや全体像が伝わるように工夫する必要があります。また、保護者の思いを踏まえて記載する必要があります。</p>	<p>○指導計画等に小学校との連携や就学に向けた取組が記載されているか、子どもの好奇心に応え、友だちと興味関心にそった協同的な活動に取り組んでいるか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどの取組を評価します。</p> <p>○小学校や行政の担当者との具体的な連携方法・内容について確認します。</p> <p>○配慮を必要とする子どもに関する連携とともに、就学するすべての子どもについて、どのような計画のもと保育が行われているか、それによる子どもの成長について、小学校と共有しているか等の取組を確認します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【A9】A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</p> <p>② 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>③ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>④ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>⑤ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>⑥ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>⑦ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。</p> <p>⑧ 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
<p>【A10】A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>① 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>② 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>③ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>④ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>⑤ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>⑥ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>⑦ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
<p>【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>① 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</p> <p>② 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>③ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</p> <p>④ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</p> <p>⑤ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
A-1-(3) 健康管理			
【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。			
① 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	健康管理マニュアルの整備と健康状態の把握	○子どもの健康管理に関する保育所の実施体制の整備と、適切な健康管理の取組について評価します。 ○一人ひとりの子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図る必要があります。保育所は、子どもが集団で生活する場であり、一人ひとりの子どもに加えて、集団の子どもの健康と安全の確保に努めなければなりません。 ○組織として基本的なマニュアルを整備し、職員が必要な知識等を習得しておくことが必要です。	○健康管理に関するマニュアル、計画、記録等により、健康管理の実施体制・実施状況を確認します。 ○保育所と家庭で情報共有しながら、子どもの健康の保持に努めている状況を確認します。 ○一人ひとりの子どもの健康状態について、職員間でどのように情報共有を図っているかを確認します。
② 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	子どもの体調悪化・けがなどの連絡、対応	○保健計画を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助します。 ○保育士と看護師、調理員・栄養士等の職員ならびに嘱託医との連携が不可欠であり、健康状態等の必要な情報の共有、実施体制を定めて組織的に取り組むことが必要です。	
③ 子どもの保健に関する計画を作成している。	保健計画の作成	○健康で安全な生活には、保護者との協力は不可欠です。常に密接な連携を図り、子どもの健康状態に関わる情報共有が適切に行われるよう心がける必要があります。保護者から、家庭での生活状況、既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等子どもの健康状態に関する情報を得られるような取組が必要です。	
④ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	健康状態の関係職員に対する周知・共有	○子どもの健康に関する方針や取組について、保護者に周知するとともに、必要な情報提供を行うことが大切です。	
⑤ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	健康に関わる必要な情報の収集	○乳幼児突然死症候群(SIDS)は、それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだわかっていませんが、保育所では、寝かせつけの際には、うつぶせ寝を避け、睡眠時にチェック表を利用して乳幼児の様子を把握するなど、十分な配慮が必要です。	
⑥ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	健康に関する方針や取組の情報提供		
⑦ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識の周知		
⑧ 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する情報提供		
【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。			
① 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	健診結果の周知	○子どもの発育・発達状態や健康の状態を知り、日々の健康管理に有効に活用することが大切です。記録を残すとともに健康増進、受診、治療のために保護者とも連携して進めていく必要があります。	○健康診断・歯科検診の結果の保育内容への反映、家庭での生活につなげるための保護者との連携の取組について確認します。 ○健康診断・歯科健診結果の職員間での情報共有方法について確認します。 ○診断結果に基づいて、嘱託医や医療機関と連携を図っている場合、記録を確認します。
② 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	健診結果の反映	○診断結果によっては、嘱託医、保護者と連携し適切な援助が受けられるよう、市町村や保健・医療の関係機関と連携を図ることが必要です。	
③ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	健診結果の保護者への情報提供	○歯科健診については、健診のみではなく、歯磨き指導や心身の健康教育を計画するなど保護者や子どもに関心が持てるよう援助することも大切な取組です。	
【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。			
① アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	アレルギー疾患のある子どもに対しての適切な対応	○アレルギー疾患、慢性疾患等の子どもの保育にあたっては、医師(かかりつけ医、専門医等)および保護者との連絡を密にして、病状の変化や保育の制限等について全職員が共通理解をもち、子どもの状況に応じた保育ができるよう、組織的に対応する体制が必要です。	○マニュアル、計画、記録等により、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもの保育の状況や緊急時の対応方法・体制等を確認します。 ○保育所と保護者との連携状況を記録により確認します。 ○アレルギー疾患、慢性疾患や具体的な対応等について、職員に対し研修等の機会を設けているかを確認します。
② 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	慢性疾患等のある子どもに対しての適切な対応	○アレルギー疾患については、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を理解し、組織的に対応を図ります。	
③ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	疾患に関する保護者との連携	○アレルギー対策等は、緊急を要することも多く、施設長のリーダーシップの下に、保育所における緊急対応マニュアルの作成や保健に関する計画などのもと管理・運営を行うことが必要です。	
④ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	他の子どもとの食事の相違の配慮	○アレルギー疾患においては誤食等により死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行うほか、日ごろから医師(かかりつけ医、専門医等)との連携を図ることや、記録方法の配慮等、適切な対応策を講じておくことが重要です。	
⑤ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。	アレルギー疾患、慢性疾患等について研修	○他の子どもや保護者が、アレルギー疾患や慢性疾患等について、正しく理解できるよう留意することが必要です。	
⑥ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	他の子どもや保護者の理解		

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
A-1-(3) 健康管理							
【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。							
① 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えたとともに、事後の確認をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 子どもの保健に関する計画を作成している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑦ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑧ 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。							
① 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。							
① アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
② 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
③ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
④ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑤ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
⑥ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
A-1-(4) 食事			
<p>【A15】A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>① 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</p> <p>② 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</p> <p>③ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</p> <p>④ 食器の材質や形などに配慮している。</p> <p>⑤ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</p> <p>⑥ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</p> <p>⑦ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</p> <p>⑧ 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</p>	<p>食に関する保育計画</p> <p>落ち着いて食べる工夫</p> <p>発達に合わせた食事の援助</p> <p>食器の配慮</p> <p>食事量の個別調整</p> <p>豊かな食事への援助</p> <p>食への関心を高める工夫</p> <p>食に関する家庭との連携</p>	<p>○「食を営む力」の育成に向け、自らが意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子どもに成長していくことが期待されています。</p> <p>○食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけ、その評価及び改善に努めることが求められます。</p> <p>○食生活習慣の確立、栄養・食への関心、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。</p> <p>○子どもが、楽しく落ち着いて食事をするためには、以下のような食事環境の整備や工夫が求められます。</p> <p>・ 食事をする部屋は、衛生的で温かな親しみとくつろぎの場となるようにする。・ 発達に応じたテーブル・椅子・食器・食具等の配慮をする。・一緒に食事をする人の構成に配慮する。・時には戸外で食べるなどの食事のスタイルの工夫をする。・ 食事をつくるプロセス、調理をする人の姿に触れることができるようにする。</p> <p>○自分の適量を知る経験を積み重ねていく必要があります。「残さず全部食べた」という達成感により、食に対する前向きな気持ちを育むことが大切です。</p> <p>○子どもが「食」について関心を深めるための取組が必要です。</p> <p>○家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、保育所における食生活の充実を図ることも必要です。</p> <p>○保護者に対しては、以下のような食事の様子や食育の取組を伝えるなど、食を通じた支援も大切な取組です。</p> <p>・ その日の献立や量を保護者に知らせる。・ 乳幼児期の「食」の大切さを保護者に伝える取組。・ 栄養・味付け・食べ方など保育所で配慮している事項への関心を促す取組。・ 保護者からの食に関する相談への対応。</p>	<p>○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画(保育課程・指導計画)に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。</p> <p>○子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。</p> <p>○食事が、子どもたちにとって楽しみなものとなるように検討する機会をもっているかを確認します。</p>
<p>【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>① 一人ひとりの子どもの発達状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</p> <p>② 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</p> <p>③ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</p> <p>④ 季節感のある献立となるよう配慮している。</p> <p>⑤ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</p> <p>⑥ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</p> <p>⑦ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</p>	<p>体調を考慮した調理</p> <p>好き嫌いの把握</p> <p>残食調査の献立への反映</p> <p>季節感への配慮</p> <p>地域の食文化や行事食</p> <p>栄養士等の子供との交流</p> <p>マニュアルにもとづき衛生管理</p>	<p>○発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供することが必要です。</p> <p>○食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を策定する必要があります。</p> <p>○子どもの嗜好、喫食状況などを把握し、子どもにとっておいしく魅力のある食事となるよう評価・改善を行うことが必要です。</p> <p>○旬の物や季節感のある食材を使ったり、行事食を提供するなど、季節感のある献立となるよう工夫することが大切です。</p> <p>○地域の様々な食文化等に関心をもつことができるよう、内容に配慮することが必要です。</p> <p>○調理員・栄養士等の献立の作成や調理に直接携わる職員が、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気等を確認することは、提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組です。</p> <p>○保育所内の衛生管理の体制を整備することは最低限の義務であり、保育の質の向上を図るうえで積極的に取り組むことが必要です。</p> <p>○衛生管理の体制確立は、組織的、継続的に取り組むことが必要です。</p> <p>○衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し、組織内の体制を確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくうえでも大切なことです。</p>	<p>○子どもがおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。</p> <p>○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。</p> <p>○衛生管理のマニュアルは、保育所の状況に応じて保育所独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることも保育所の取組として評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
A-1-(4) 食事							
<p>【A15】A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>① 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</p> <p>② 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</p> <p>③ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</p> <p>④ 食器の材質や形などに配慮している。</p> <p>⑤ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</p> <p>⑥ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</p> <p>⑦ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</p> <p>⑧ 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						
<p>【A16】A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>① 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</p> <p>② 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</p> <p>③ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</p> <p>④ 季節感のある献立となるよう配慮している。</p> <p>⑤ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</p> <p>⑥ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</p> <p>⑦ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
A-2 子育て支援			
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。			
① 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	保護者との日常的な情報交換	<p>○子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解と得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。</p> <p>○子どもの発達過程や保育の方針や意図について保護者との相互理解を図ることが重要です。家庭の状況に応じ、保護者とあわせ家族との連携が必要な場合もあります。</p> <p>○保育の方針や保育課程の内容、保育の意図などについて、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。</p> <p>○保育実践の場に保護者が参加することも大切です。保護者が保育の意図を理解したり、子どもの発達や育児をともに考える良い機会です。</p> <p>○保護者との情報交換の内容には、内容に応じ、指導計画に反映させることが必要です。</p> <p>○記録にあたっては、基準を明確に定めているか、さらに記録する内容について職員間で標準化するように取り組むことが大切です。</p>	<p>○日常的な情報交換の状況、子どもの発達や保育の意図などについて保護者と相互理解を図るための取組について確認します。</p> <p>○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。</p> <p>○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の策定については、「44」で評価します。</p>
② 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	保育内容について保護者の理解を得る機会		
③ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	保護者との成長の共有		
④ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	家庭の状況の記録		
A-2-(2) 保護者等の支援			
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。			
① 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	保護者との日々のコミュニケーション	<p>○保護者に対する支援は、保育所の重要な役割です。保育所における様々な場面を活用しながら一人ひとりの保護者の状況に応じた支援が必要です。</p> <p>○保育所における保護者の個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して、保育士等の知識・技術など保育所保育の専門性をもって行います。内容によっては、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要があります。</p> <p>○具体的には、様々な場面で保護者の子育ての相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等の取組について評価します。</p> <p>○保育所と保護者との相談内容を記録し、必要に応じ関係職員で共通理解を図ることが必要です。</p> <p>○主たる援助者となる保育士を、施設長、主任保育士、他の保育士等が役割分担し支援する必要があるため、組織として保護者を支援する体制づくりが必要です。</p>	<p>○保育所における保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。</p> <p>○保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。</p> <p>○保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有しているかを確認します。</p>
② 保護者等からの相談に応じる体制がある。	保護者等からの相談に応じる体制		
③ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	保護者の就労等の個々事情の配慮		
④ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	特性を生かした保護者支援		
⑤ 相談内容を適切に記録している。	相談内容の記録		
⑥ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	相談を受けた保育士等の助言		

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
A-2 子育て支援							
A-2-(1) 家庭との緊密な連携							
【A⑦】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 ① 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ② 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 ③ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるような支援をしている。 ④ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
A-2-(2) 保護者等の支援							
【A⑩】A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 ① 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 ② 保護者等からの相談に応じる体制がある。 ③ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 ④ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。 ⑤ 相談内容を適切に記録している。 ⑥ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

評価基準	評価基準説明・調査のポイント		
	判断のポイント	目的・趣旨・解説	評価の留意点
<p>【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>① 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</p> <p>② 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</p> <p>③ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</p> <p>④ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</p> <p>⑤ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</p> <p>⑥ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</p> <p>⑦ マニュアルにもとづき職員研修を実施している。</p>	<p>家庭での養育の状況についての把握</p> <p>虐待の対応を協議する体制</p> <p>保護者の予防的な援助</p> <p>虐待の理解への取り組み</p> <p>虐待の関係機関との連携</p> <p>虐待対応マニュアルの整備</p> <p>虐待の研修</p>	<p>○「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。</p> <p>○子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。</p> <p>○保護者が何らかの困難を抱え、子どもへの虐待等権利侵害となる恐れがあると思われる場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしていくことが必要です。</p> <p>○日頃から、虐待等権利侵害となる兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。</p> <p>○家庭での虐待等権利侵害が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制(マニュアルの整備・職員研修)を整えておくことが求められます。施設長は速やかに児童相談所等の関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておくことが必要です。</p> <p>○保育所による対応だけでは不十分であったり、限界があると判断される場合には、児童相談所等の関係機関との連携がより強く求められます。</p>	<p>○虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルとこれにもとづき組織的な取組、予防的な保護者支援の状況について確認します。</p> <p>○各職員に対して、虐待等権利侵害に関する基本知識などの研修実施や、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応について継続的に意識づけをどのように図っているかを確認します。</p> <p>○関係機関等との連携については、「25」で評価します。</p>
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
<p>【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>① 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。</p> <p>② 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>③ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p> <p>④ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p> <p>⑤ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>⑥ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>	<p>主体的な保育実践の振り返りの実施</p> <p>自己評価での子どもの育ちを捉える視点</p> <p>自己評価の定期的な実施</p> <p>自己評価の意識の向上への活用</p> <p>自己評価の専門性の向上への活用</p> <p>自己評価の全体の保育実践への活用</p>	<p>○保育士等は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければなりません。</p> <p>○自己評価は、保育士等の保育実践の振り返りであり、第三者評価受審にあたり第三者評価基準を用いて実施する自己評価とは異なります。</p> <p>○保育所の自己評価は、個々の保育士等が行うものと保育所全体で行うものの2つに大別できます。</p> <p>○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、改善を図り、質の向上させることが目的あり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。</p> <p>○保育士等は一人ひとり子どもの育ちをしっかりと捉えることができる専門性が何よりも大切です。保育実践の振り返りは、保育の過程の全体を振り返ることによって行います。</p> <p>○保育士等の自己評価は、個別に行うだけではなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育のよさや課題の確認につなげます。こうした学び合いや協働の基盤を作ることも大切です。</p> <p>○保育士等が行う自己評価を保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行う必要があります。</p>	<p>○保育所として、保育の質の向上に向けた保育士等の自己評価の実施方法を定めて実施しているか、保育実践の振り返り(自己評価)が保育内容の改善に生かされているか、保育所全体の自己評価につながる仕組み等について確認します。</p> <p>○保育所全体で行う自己評価は、「8」、「9」で評価します。</p>

評価基準	自己評価	第三者評価	施設記入欄		評価調査者記入欄		
			取組の状況	自己評価の根拠(参照資料)	確認された資料	評価の高い点/改善が求められる点	判定
<p>【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>① 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</p> <p>② 虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</p> <p>③ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</p> <p>④ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</p> <p>⑤ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</p> <p>⑥ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</p> <p>⑦ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
A-3 保育の質の向上							
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)							
<p>【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>① 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。</p> <p>② 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>③ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p> <p>④ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p> <p>⑤ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>⑥ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					